

令和2年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 23 号 議 案	神奈川県気候変動対策基金条例	1
定 県 第 24 号 議 案	神奈川県県営住宅事業基金条例	2
定 県 第 25 号 議 案	魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例	3
定 県 第 26 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 27 号 議 案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 28 号 議 案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 29 号 議 案	特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 30 号 議 案	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 31 号 議 案	神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 32 号 議 案	神奈川県子ども・子育て支援推進条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 33 号 議 案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
定 県 第 34 号 議 案	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 35 号 議 案	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	21
定 県 第 36 号 議 案	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	22
定 県 第 37 号 議 案	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例	24
定 県 第 38 号 議 案	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例	25
定 県 第 39 号 議 案	神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例	27
定 県 第 40 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	29
定 県 第 41 号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	30
定 県 第 42 号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	31
定 県 第 43 号 議 案	神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更について	33
定 県 第 44 号 議 案	境界変更に伴う財産処分に関する協議について	35
定 県 第 45 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	36
定 県 第 46 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の認可について	37

神奈川県気候変動対策基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県気候変動対策基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、気候変動に関する対策を推進するための事業に必要な資金を積み立てるため、神奈川県気候変動対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、気候変動に関する対策を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県気候変動対策基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものがあります。

神奈川県県営住宅事業基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県県営住宅事業基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、県営住宅の整備及び管理に必要な経費を積み立てるため、神奈川県県営住宅事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、神奈川県県営住宅事業会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、県営住宅の整備及び管理に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県県営住宅事業基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものがあります。

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の 条例

(魚介類行商等に関する条例の廃止)

第1条 魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)は、廃止する。

(魚介類行商等に関する条例の一部改正)

第2条 魚介類行商等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「5年を下らない」を「次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める日までの」に、「5年未満」を「当該期間未満」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 魚介類行商、魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものを除く。)及び発酵乳等販売業 令和3年11月30日
- (2) 魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに限る。) 令和6年5月31日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に営まれている第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項の魚介類行商、同条第2項の魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものを除く。)及び同条第3項の発酵乳等販売業の営業で、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「新法」という。)第57条第1項の規定による届出をしていないものについては、旧条例の規定は、令和3年11月30日までは、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に営まれている旧条例第2条第2項の魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに限る。)の営業で、新法第55条第1項の許可を受けていないものについては、旧条例の規定は、令和6年5月31日までは、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

食品衛生法の一部改正等に伴い、魚介類行商等に関する条例を廃止等したいので提案するものがあります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表59の2の項(10)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(14)を削り、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 法第21条の5第2項の規定により、動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。

別表59の2の項(15)中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項(16)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「同条」を「同項」に、「(18)」を「(20)」に改め、同項(47)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(47)を(51)とし、(21)から(46)までを4ずつ繰り下げ、同項(20)中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同項中(20)を(24)とし、同項(19)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(19)を(20)とし、その次に次のように加える。

(21) 法第24条の2第1項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること等を防止するため必要な勧告をすること。

(22) 法第24条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(23) 法第24条の2第3項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者であった者の飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等进行检查させること。

別表59の2の項(18)中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表59の3の項中(4)を(6)とし、同項(3)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同項中(3)を(4)とし、その次に次のように加える。

(5) 法第25条第5項の規定により、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に動物の飼養又は保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設等进行检查させること。

別表59の3の項(2)中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同項中(2)を(3)とし、同項(1)中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同項中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第25条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。

別表104の項中「及び(5)」を「、(5)及び(23)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第28条第1項及び第3項、第29条、第32条並びに第33条第1項の規定による事務については、改正前の別表59の2の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下「政令」という。）第3条第2項及び第5項の規定による事務については、改正後の別表59の2の項²⁷の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に政令第3条第1項又は第4項の規定により知事に対してなされた許可の申請で、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知	事	7,521人
公 営 企 業 管 理 者		1,001人
議	会	76人
選 挙 管 理 委 員 会		5人
監 査 委 員		41人
人 事 委 員 会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		751人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,099人
	その他の職員	1,094人
	小 計	13,193人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3人
合 計		22,645人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

児童相談所の体制強化、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の減少等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

公立の義務教育諸学校等の教育職員 の給与等に関する特別措置に関する 条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条及び第6条」を「第5条から第7条まで」に改める。

第5条中「同条第3項」を「同条第4項」に、「この条」を「以下この条及び第7条第1項」に改める。

本則に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第7条 神奈川県教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 神奈川県教育委員会は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることを規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

特別会計の設置に関する条例の一部を 改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表中

神奈川県県営住宅管理事業会計	県営住宅の管理及び建設資金の償還に関すること。	を
神奈川県県営住宅事業会計	県営住宅の整備及び管理並びに建設資金の償還に関すること。	に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県県営住宅管理事業会計の令和元年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 神奈川県県営住宅管理事業会計の令和元年度の出納の完結の際同会計に係る権利及び義務並びに同会計に属する現金及び財産は、神奈川県県営住宅事業会計が承継する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の建替え事業を特別会計に移行するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 削除」を「第2節 災害時の特例（第16条～第17条の2）」に、「第24条の2」を「第24条」に改め、「第112条」の次に「・第112条の2」を加える。

第2条第8号中「地下浸透禁止物質のうち、それが」を削り、「地下浸透禁止物質で」を「物質で」に改め、同条第10号中「別表第1」を「別表」に改め、同条第14号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第3条第2項ただし書を削り、同項第15号及び第16号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条第1項中「第17号まで」を「第15号まで、第17号」に改め、「第19号に掲げる事項」の次に「（以下「指定事業所の位置等」という。）」を加え、「第19条の2第1項」を「第18条の2第1項」に、「登録」を「認定」に、「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改める。

第10条第5号中「第3条第2項第18号」を「第3条第2項第16号又は第18号」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第3条第2項第9号に掲げる事項の変更（第8条第1項第1号又は第4号に掲げる変更に限る。）

第10条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所が第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所である場合において、次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更

(2) 第3条第2項第8号に掲げる事項の変更（指定施設の種別及びその種別ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力の変更であって、第8条第1項第4号に規定する変更該当するものに限る。）

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所が第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合において、次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更

(2) 第3条第2項第7号に掲げる事項の変更（指定作業の種別の変更に限る。）

(3) 第3条第2項第8号に掲げる事項の変更（指定施設の種別及びその種別ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力の変更に限る。ただし、第8条第1項に規定する公害防止上特に重要な変更として規則に定める変更を除く。）

第2章第2節を次のように改める。

第2節 災害時の特例

(特例措置対象災害の指定)

第16条 知事は、災害が発生した場合において、その対応又は迅速な復旧のため必要があると認めるときは、当該災害を特例措置対象災害として指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

(災害時における設置及び変更の許可の特例)

第17条 第3条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、特例措置対象災害のために必要な応急措置として、特例措置対象災害の発生の日から、当該日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に、指定事業所（指定作業のうち応急措置のための作業として知事が指定するもの（以下この項において「応急措置のための指定作業」という。）を行うものに限る。）を設置し、又は指定事業所の位置等の変更（応急措置のための指定作業に係るものに限る。）をしようとするときは、第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けることを要しない。

2 第8条第1項の規定にかかわらず、特例措置対象災害により損傷した指定事業所の復旧として、特例措置対象災害の発生の日から、当該日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に、指定事業所の位置等の変更をしようとするときは、同項の許可を受けることを要しない。

3 前2項の規定により指定事業所を設置し、又は指定事業所の位置等の変更をしようとする者は、当該指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更に着手する前にその旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定により指定事業所を設置した者は、当該指定事業所に配置される指定施設の設置の工事が完了した日から起算して60日以内に第3条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

5 第1項又は第2項の規定により指定事業所の位置等の変更をした者は、当該指定事業所の位置等の変更をした日から起算して60日以内に規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにこれを審査するものとし、その内容が第4条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

7 前項の通知を受けた者は、当該指定事業所について第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、第5条中「第3条第1項の許可には」とあるのは「第17条第7項の規定により受けたものとみなされる許可に」と、第6条第1項中「設置しようとする」とあるのは「設置した」とし、第6条第1項後段、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第14条第2項の規定は適用しない。

8 第3項の届出をした者は、当該届出に係る指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更を中止したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(災害による期限の延長)

第17条の2 特例措置対象災害が発生したときは、当該特例措置対象災害が発生した地域の指定事業所に係る第10条、第11条第3項、第12条及び第21条の規定による届出で、その期限が当該特例措置対象災害の発生の日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に到来するも

のについては、当該期限を30日間延長する。

第18条第1項中「次項第3号」の次に「及び次条第2項第3号」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(優良環境管理事業所の認定)

第18条の2 知事は、第18条第1項の基準に適合する指定事業所であって、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している事業所として規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、優良環境管理事業所として認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の環境管理・監査の体制
- (4) 指定事業所の環境に関する方針
- (5) 当該指定事業所において行う指定作業及び当該指定作業を行う指定施設の概要
- (6) その他規則で定める事項

3 第1項の認定の有効期間は、6年の範囲内で知事が定める期間とする。

第19条中「ときは、」の次に「第18条第1項及び」を加える。

第19条の2を削る。

第20条第1項第2号中「年月日」を「有効期間」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 環境に関する方針の概要

第20条第2項中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改める。

第21条の見出しを「(認定申請事項の変更の届出)」に改め、同条第1項中「から第5号までに掲げる」を「及び第4号に掲げる事項その他規則に定める」に改め、同条第2項中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に、「第19条の2第2項第3号から第5号までに掲げる」を「第18条の2第2項第3号及び第4号に掲げる事項その他規則に定める」に改める。

第22条第3項中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改める。

第23条の見出しを「(認定の失効)」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(4) 当該環境管理事業所が第18条の2第1項の認定を受けたとき。

第23条第2項中「第19条の2第1項」を「第18条の2第1項」に、「登録」を「認定」に、「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改め、同項第3号中「環境管理事業所」を「指定事業所」に改める。

第24条中「の認定」を「又は第18条の2第1項の認定」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「環境管理事業所」の次に「又は優良環境管理事業所」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 優良環境管理事業所が、第18条の2第1項の基準に適合しなくなったとき。

第24条の2を削る。

第28条第1項第1号中「排水指定物質」の次に「のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類」を加える。

第34条の次に次の1条を加える。

(災害時特例に係る措置命令等)

第34条の2 知事は、第17条第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更が、第17条第1項の応急措置又は同条第2項の復旧に該当しないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第17条第1項又は第2項の規定により指定事業所を設置した者又は指定事業所の位置等の変更をした者が、同条第4項又は第5項の規定による届出をしないときは、その者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第17条第6項の規定による審査の結果、その内容が第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該審査に係る指定事業所を設置した者又は指定事業所の位置等の変更をした者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第35条第2項中「第8条第4項」の次に「及び第17条第7項」を加える。

第42条の3第1項各号列記以外の部分中「設置者」の次に「(当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。)」を加える。

第55条第1項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第59条第2項中「を譲渡しようとするとき又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に」を「に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより前項の記録又はその写しを」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。
- (2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。
- (3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者(次号並びに第62条第2項第3号及び第4号において「特定有害物質使用地所有者等」という。)に記録の写しを交付すること。
- (4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用特定施設を設置し

ていた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。

第59条第3項ただし書中「当該調査」の次に「及び報告」を加える。

第60条第1項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壤汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更
- (2) 土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更
- (3) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第62条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する者は、前項の記録を作成した特定有害物質使用地に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより当該記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

- (1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。
- (2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。
- (3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。
- (4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。

第63条の2第2項中「及び」を「、第2項第3号及び第4号並びに」に改める。

第63条の3中「(第4項ただし書を除く。)」を削り、「までの規定」の次に「(第60条第1項第1号及び第2号、同条第4項ただし書並びに第62条第2項第3号及び第4号を除く。)」を加える。

第78条第1項に次のただし書を加える。

ただし、既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

第79条中「同条第2項第1号に掲げる事項の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第75条第2項第1号に掲げる事項の変更
- (2) 第78条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

第96条の3を次のように改める。

(特定自動車の運行制限)

第96条の3 特定自動車の運転者又は使用者は、規則で定める排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。

い。

第96条の4中「別表第3の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第2の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない」を「規則で定めるところにより算定するものとする」に改める。

第96条の7中「第96条の3第2項」を「第96条の3」に改め、「(第86条の2第1号ウに掲げる特定自動車のうち規則で定めるものにあつては、規則で定める期間)」を削る。

第96条の8中「第96条の3第2項」を「第96条の3」に改める。

第96条の9中「別表第4に掲げる」を「規則で定める」に改める。

第112条の次に次の1条を加える。

(災害発生時等の汚染状況把握のための知事の措置)

第112条の2 知事は、災害その他非常の事態の発生により漏洩又は飛散した化学物質について、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとしてその濃度等を把握する必要がある場合には、市町村、事業者等と連携して迅速に調査を実施するものとする。

第119条第3号中「第34条」の次に「、第34条の2」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第17条第3項(指定事業所の設置の届出に係る部分に限る。)又は第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第121条第1号中「第3条第2項第4号、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項」を「指定事業所の位置等」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第17条第3項(指定事業所の位置等の変更の届出に係る部分に限る。)又は第5項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第1を別表に改める。

別表第2から別表第4までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第19条の2第1項の規定による登録を受けている環境配慮推進事業所は、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第18条の2第1項の規定による認定を受けた優良環境管理事業所とみなす。

3 前項の規定により改正後の第18条の2第1項の規定による認定を受けたものとみなされた優良環境管理事業所は、改正前の第18条第1項の規定により受けた環境管理事業所の認定については、その効力を失う。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

平成30年度に行った条例の見直しに伴い、災害時における指定事業所の設置及び変更の許可の特例を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び 鳥居原園地条例の一部を改正する条例

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成27年神奈川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(供用日、供用時間及び開場時間)」に改め、同条第1項を次のように改める。

グラスライダーの供用日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 7月21日から8月31日まで

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「得て」の次に「、グラスライダーの供用日、グラスライダー」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる宮ヶ瀬湖集団施設地区等の施設の供用時間は、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) グラスライダー 午前10時から午後4時(12月1日から翌年の3月31日までの間にあっては、午後3時)まで
- (2) 野外音楽堂 午前9時30分から午後5時まで
- (3) 駐車場 午前0時から午後12時まで

別表第1中2 駐車場利用料金の表を3 駐車場利用料金の表とし、1 野外音楽堂利用料金の表を2 野外音楽堂利用料金の表とし、同表の前に次の1表を加える。

1 グラスライダー利用料金

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額
グ ラ ス ス ラ イ ダ ー	1人30分につき 600円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第9条の規定の例により、知事の承認を得ることができる。
- 3 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、同日以後の神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の施設の利用に係る利用料金について、改正後の別表第1の規定の例により、同条例第11条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宮ヶ瀬湖集団施設地区のガラススライダーについて、利用料金の上限額を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県子ども・子育て支援推進条例 の一部を改正する条例

神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「、同項」を「同条第1項」に、「行い、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表して」を「して同条第3項若しくは第5項の規定による公表を行っていること又は同法第15条の2の規定による認定を受けて」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（貧困の状況にある子ども等に対する支援）

第13条 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

平成30年度に行った条例の見直しに伴い、貧困の状況にある子どもに対する支援に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の資格要件に係る特例を延長するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 の一部を改正する条例

第1条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

津久井やまゆり園	相模原市緑区千木良 476 番地	を
芹が谷園舎	横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号	
芹が谷やまゆり園	横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号	に改める。
津久井やまゆり園	相模原市緑区千木良 476 番地	

第2条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表芹が谷やまゆり園の項中「横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号」を「横浜市港南区芹が谷二丁目1,236番1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

津久井やまゆり園再生基本構想に基づく新たな津久井やまゆり園の整備に合わせ、仮居住先となっている施設の名称を芹が谷やまゆり園とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「えさ」を「餌」に改め、同条第6号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第9条中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「同項」を「法第21条第1項」に改める。

第20条の見出しを「(動物愛護管理監視員)」に改め、同条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

別表第2の3の項中「及び」を「又は」に改め、同表の8の項を次のように改める。

8 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養 又は保管の旧法 許可の変更の許 可申請手数料	16,720円
--	---	---------

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表104の項(23)中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴い、動物愛護監視員の名称変更を行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に 関する条例の一部を改正する条例

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第6条第2項に規定する研修の受講に係る計画（同項において「研修計画」という。）を記載した書類

第4条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 知事は、第3条第1項の申請に係る研修計画の内容が正当な理由なく前項第2号に規定する浄化槽管理士（浄化槽管理士が2人以上あるときは、その全員）にその資質の向上のための研修として規則で定めるものを、当該申請に係る登録の有効期間内に受講させることができないものであると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

第9条中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第12条第3号中「第6条各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「登録」を「変更の登録」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 正当な理由なく第6条第2項に規定する期間内に同条第1項第2号に規定する浄化槽管理士に同条第2項に規定する研修を受講させることができないことが明らかになったとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）について適用し、施行日前にした登録申請に係る添付書類については、なお従前の例による。

3 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後にする登録申請について適用し、施行日前にした登録申請に係る登録の拒否の事由については、なお従前の例による。

4 改正後の第12条第4号の規定は、施行日以後に登録申請をした者について適用する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を浄化槽保守点検業者の登録要件に追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

小規模水道及び小規模受水槽水道における 安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 の一部を改正する条例

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

目次、第1条及び第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「、1年以内ごとに1回」を削り、「定期の」を「毎年1回以上定期に、」に改める。

第3章の章名、第14条及び第15条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第16条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第3号中「におい」を「臭い」に改め、同条第2項中「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期に」に改め、同項ただし書中「水槽の」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第17条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「第16条第1項」を「前条第1項」に改める。

第18条から第20条までの規定中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第16条第1項第3号の改正規定、同条第2項ただし書の改正規定中「水槽の」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の」に改める部分及び第17条第5項の改正規定中「第16条第1項」を「前条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

水道法施行規則の一部を改正する省令の施行等を踏まえ、小規模貯水槽水道の水槽の清掃の頻度を改めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第2項及び」及び「営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準及び」を削る。

第2条を削る。

第3条中「別表第3」を「別表第1」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項第7号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「別表第4」を「別表第2」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第2条の規定は横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域において、第4条及び第5条の規定は」を「第3条及び第4条の規定は、」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表の1の項(1)ウ中「食品等取扱室」を「食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）を取り扱う室」に改め、同項(2)中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項(3)中「総菜製造業」を「そうざい製造業」に改め、同表の3の項(1)及び(2)ア中「設置場所」を「自動販売機を設置する場所」に改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表の29の項中「しょう油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に、「しょう油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同表の34の項中「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に改め、同表の35の項中「総菜製造業の」を「そうざい製造業の」に、「総菜製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第2条の規定は、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域においては、適用しない。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表106の項を次のように改める。

106	削除
-----	----

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例第2条、別表第1及び別表第2の規定の施行に係る事務については、前項の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例別表106の項の規定の例により、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

食品衛生法の一部改正等に伴い、営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例の 一部を改正する条例

神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成7年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第10条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「開館時間」の次に「並びに駐車場の供用時間及び開場時間」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、開場時間は午前8時から午後10時までとする。

別表第1の4 駐車場利用料金の表中

1 時 間 を 超 え る 場 合	
1 台最初の1時間につき 420円	1 台最初の1時間を超える時間 30分までごとにつき 210円

を

1 時 間 を 超 え る 場 合		
1 台一の開場時間における最初の1時間につき 420円	1 台一の開場時間における最初の1時間を超える時間30分までごとにつき 210円	1 台1泊につき 1,500円

に

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。

別表第2の1 多目的ホール等設備利用料金の表中、スライド映写機、オーバーヘッドプロジェクター、カラオケセット及びエレクトーンの項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ労働プラザの駐車場について、1泊の利用料金を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,388人
中 学 校	5,453人
特 別 支 援 学 校	183人
高 等 学 校 (定 時 制 の 課 程 を 置 く も の)	19人
合 計	15,043人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,675人
合 計	17,378人

を

」

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,674人
合 計	17,377人

に改める。

」

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

事務事業の見直しに伴い、警察官以外の職員について、定数の改正をしたいので提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農村振興整備事業	綾瀬市	10,000 ^{千円}
農道整備事業	小田原市	68,450
〃	中井町	10,000
〃	真鶴町	6,600
〃	湯河原町	4,950
県営ほ場整備事業	南足柄市	22,500
農地保全事業	小田原市	3,650
湛水防除事業	小田原市	18,520
〃	大井町	1,480
県営漁港整備事業	小田原市	9,650
〃	三浦市	48,400
相模川流域下水道事業	相模原市	282,081
〃	平塚市	131,320
〃	藤沢市	10,799
〃	茅ヶ崎市	92,443
〃	厚木市	127,346
〃	伊勢原市	18,661
〃	海老名市	63,242
〃	座間市	48,036
〃	綾瀬市	14,342
〃	寒川町	33,954
〃	大磯町	13,478
〃	愛川町	28,251
酒匂川流域下水道事業	小田原市	162,154
〃	秦野市	89
〃	南足柄市	1,627
〃	二宮町	425

〃	中 井 町	332
〃	大 井 町	3,847
〃	松 田 町	3,991
〃	山 北 町	2,648
〃	開 成 町	607
〃	箱 根 町	187,802
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,153,764
〃	平 塚 市	1,315,845
〃	藤 沢 市	50,340
〃	茅 ヶ 崎 市	1,013,959
〃	厚 木 市	1,204,263
〃	伊 勢 原 市	169,006
〃	海 老 名 市	711,845
〃	座 間 市	479,866
〃	綾 瀬 市	126,790
〃	寒 川 町	199,162
〃	大 磯 町	86,448
〃	愛 川 町	166,780
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	1,661,199
〃	秦 野 市	23,218
〃	南 足 柄 市	251,117
〃	二 宮 町	99,208
〃	中 井 町	62,810
〃	大 井 町	110,263
〃	松 田 町	59,801
〃	山 北 町	104,715
〃	開 成 町	135,207

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市 と町田市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第3項の規定により、令和2年12月1日から次のとおり神奈川県相模原市の区域を東京都町田市に編入し、東京都町田市の区域を神奈川県相模原市に編入することを総務大臣に申請するものとする。

1 神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市中央区宮下本町二丁目2274の1、2274の3から2274の8まで、緑区橋本四丁目8の1、8の2、9の2、9の3の一部、9の4の一部、9の5、35の1、35の2の一部、35の3、55の1の一部、55の2の一部、56の1の一部、476の1、476の2の一部、476の4から476の6までの各一部、477の1から477の7まで、橋本五丁目9の1の一部、9の3、9の4の一部、町屋二丁目3346の一部、町屋三丁目3372の一部、3373の一部、3374の1の一部、3374の2、3374の3の一部、3375、3376の1、3376の2、3377の1の一部、3377の2、3377の3の一部、3440の3の一部、3441の5の一部、広田3821の一部、3822の1の一部、3830の3の一部、3830の4の一部、3878の3の一部、3880の42の一部、3880の44の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに緑区東橋本三丁目495の6、橋本四丁目9の3、25の30、37の7、39の1、475の51、476の3、476の6、495の2から495の4まで、橋本五丁目9の1、9の3、9の8、町屋二丁目3332の8、3332の9、3344の3、3345の3、3350の2、3352の2、町屋三丁目3369の2、3369の7、3370の5、3371の1、3371の2、3380の7、3433の3、3433の5、3435の11、3441の3、広田3761の2、3880の40、3880の41の地先の水路である国有地の一部

2 東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市小山町字二十九号3184の1、3184の2、字三十四号3671、字三十七号4204の1から4204の3まで、字三十八号4272の2、4272の3の一部、4273の2の一部、4273の3、4274の2、4274の3の一部、4274の4、4285の2の一部、字三十九号4340の2の一部、4340の4の一部、4362の2の一部、4363の2の一部、4378の2の一部、4379の一部、4384の2の一部、4432の2の一部、4433の2の一部、相原町字根岸2871の1から2871の3までの各一部、2874の2の一部、2900の一部、2905の1の一部、2905の2の一部、2915の2の一部、2916の一部、3096の4の一部、3097の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに小山町字三十九号4340の1、4340の5、4341の1から4341の3まで、4342、4361の1、4361の3、4364の2、4364の3、4377の1、4377の2、4384の1、4384の3、4430の2から4430の4まで、4431の2、相原町字根岸2856の10、2856の11、2875の2、2901の2、2905の1、3108、3110、3111、3114の11、3114の13、3114の19、3115の12、3115の13、3424の5、字川島3240の2、3242の2の地先の道路、水路である国有地の一部

（上記の土地の表示は、令和元年10月1日現在の土地登記簿によるものである。）

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川が改修された結果、神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界を変更する必要が生じたので、地方自治法第7条第6項の規定により提案するものであります。

境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第6条第3項の規定により、神奈川県と東京都との境界にわたる相模原市と町田市との境界を変更することに伴う財産処分については、東京都と協議の上、次の土地の所有権は従前のおり神奈川県に属するものとする。

市名	町名	地番	地目	公簿面積
町田市	小山町字三十七号	4204の3	宅地	52.42 ^{m²}

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

神奈川県と東京都との境界にわたる相模原市と町田市との境界変更に伴い、変更区域内にある県有財産の取扱いを定める必要が生じたため、地方自治法第6条第4項の規定により提案するものであります。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和2年4月1日
- 3 契約の金額 2,206万6千円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算
- 5 契約の相手方 住所 横浜市泉区西が岡二丁目6番地6
氏名 鵜藤俊英
資格 税理士

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 中期計画の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画

前文

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年度の法人設立以降、設置者である神奈川県が指示した中期目標に基づき、運営する5病院（神奈川県立足柄上病院（以下「足柄上病院」という。）、神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」という。）、神奈川県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）、神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）及び神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「循環器呼吸器病センター」という。））において、①高度・専門医療の提供、研究開発、②広域的な対応が必要な救急医療、災害時医療、感染症医療等の提供、③地域だけでは実施が困難な医療の提供、④医療従事者の人材育成などの役割を果たしている。

第一期から第二期にかけて、がんセンター及び精神医療センターの新築移転や重粒子線治療施設の開棟、こども医療センターの周産期棟改修等の施設整備を行いながら、医療人材の確保、地域の医療機関との連携、研究開発機能の強化等を進め、県立病院に求められる機能や役割を果たしてきたところである。一方、経営状況の面では、地域の医療機関との連携強化により、新規患者の増加を図るなど、収益の確保に努めているものの、費用の増加が収益の増加を大幅に上回り、第二期は3年連続で20億円以上の経常損失となっており、経営基盤の強化が早急に必要となっている。

このことを踏まえ、第三期においては、引き続き県立病院としての役割を果たし、安全・安心で質の高い医療を提供していくとともに、経営基盤の強化・安定化に取り組んでいく。また、期間中に見込まれる、人口構造や疾病構造の変化に伴い多様化する医療ニーズや医療を取り巻く環境の変化を踏まえた適切な対応を図っていく。さらに、より長期的な視点を持ちつつ、将来にわたって役割を果たしていくため、各病院の機能や地域における役割について検討を行う。

病院機構においては、次のような取組みを進める。

(足柄上病院)

- ・ 県西地域の中核的な総合病院として、救急医療など地域の医療ニーズに沿った医療を提供するとともに、第二種感染症指定医療機関やエイズ治療拠点病院、災害拠点病院、臨床研修指定病院としての役割を担う。
- ・ 地域包括ケアシステム¹⁾の推進を支援するため、地域医療支援病院²⁾の承認を目指す。

(こども医療センター)

- ・ 小児専門総合病院として、高度・専門医療を提供する。
- ・ 小児がん拠点病院や総合周産期母子医療センター、アレルギー疾患医療拠点病院としての役割を担う。

(精神医療センター)

- ・ 神奈川県における精神科中核病院として、高度・専門医療、精神科救急・急性期医療の提供を行う。

・ 依存症治療拠点機関として、県内の依存症医療の強化を図る。

(がんセンター)

・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療の質の向上に努めるとともに、県内の医療機関との機能分担や連携・協働を行う。また、より高度な医療を提供するため、特定機能病院³⁾の承認を目指す。

・ 最新のがんゲノム医療や重粒子線治療など、高度で先進的ながん医療を提供する。

(循環器呼吸器病センター)

・ 循環器・呼吸器病の専門病院として、循環器及び呼吸器全般について、総合的な医療を提供するとともに、間質性肺炎といった呼吸器分野の難病患者等に対して、多職種によるチーム医療を提供する。

・ 結核指定医療機関として、結核医療を実施する。

(本部)

・ 病院機構の本部として、医療ニーズや医療環境の変化等に応じて、各病院が役割を果たせるよう、必要な人材の確保及び育成、働き方改革への対応、医療機器や施設などの計画的な整備、適切な予算編成、ICTを活用した効率的な業務運営、病院間の連携の促進などを通して、各病院の運営支援を行う。

今後、本部と各病院が一体となって、医療人材の確保と育成、臨床研究の推進、医療安全対策や災害時の医療提供、各病院の連携の推進などに取り組み、指標等を活用しながらPDCAサイクルを適切に機能させ、質の高い医療の提供を安定的に行っていく。

このような観点から、神奈川県から指示された、地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期目標を達成するための中期計画を、次のとおり定める。

第1 中期計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 質の高い医療の提供

各病院に求められる、高度・専門医療の提供や地域医療の支援等の役割を果たすため、次のとおり、医療の提供や機能の充実強化に取り組む。

(1) 足柄上病院

- ・ 県西地域の中核的な総合病院として、引き続き救急医療を提供するほか、高齢化の著しい進展に対応し、県内の総合診療科の取組みをけん引している強みを生かし、地域ニーズに沿った医療の提供を充実させる。
- ・ 内視鏡や人工関節といった専門的分野のセンター化など、医療ニーズが高い部門の強化を図る。
- ・ 産科医療や小児科医療について、小田原市立病院と連携しながら、地域のニーズを踏まえた医療等を提供する。
- ・ 第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院として専門的な感染症医療や、新型イ

ンフルエンザ等の新たな感染症に対する医療を適切に提供する。

- ・ 災害拠点病院及び神奈川DMAT⁴⁾ 指定病院としての体制を充実強化する。
- ・ 臨床研修指定病院として、医師の研修受入れを実施するとともに、他の医療従事者の研修受入れを積極的に実施し、地域の医療従事者の確保につなげる。
- ・ 地域包括ケアシステムの推進を支援するため、地域医療支援病院の承認を目指すとともに、地域の医療機関や在宅療養を支援する機関との連携を強化する。

[目標値]

区 分	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	1,804件	1,850件
救急受入率	93.4%	95.0%
救急車による救急受入件数	3,496件	3,400件
内視鏡センター実施件数 （消化器内視鏡検査件数）	4,202件	5,000件
内視鏡センター実施件数 （消化器内視鏡治療件数）	1,404件	1,500件
人工関節センター実施件数 （関節症（膝・股）人工関節置換術件数）	76件	130件
急性期病棟における在宅復帰率	92.6%	92.0%
地域包括ケア病棟における在宅復帰率	78.3%	79.0%
軽症在宅加療パスを利用した患者数（累計）	72人	250人

(2) こども医療センター

- ・ 県内唯一の小児専門総合病院として、小児の心疾患や先天性異常などに対する手術や難治性疾患等に対する高度・専門医療を実施する。
- ・ 国内でも有数の、福祉施設を併設した小児専門総合病院として、福祉施設によるレスパイトケア⁵⁾ 等を含め、医療的ケアの必要な患者を積極的に受け入れる。
- ・ 小児がん拠点病院として、先進的な集学的治療に取り組むとともに、AYA世代⁶⁾ のがん患者に対しても、がんセンターや小児がん連携病院等と連携を図りながら、適切に医療や支援を行う。
- ・ 高度な特殊・専門医療が必要な小児三次救急を実施するとともに、総合周産期母子医療センターとして、積極的に重症患者を受け入れる。
- ・ アレルギー疾患医療拠点病院として、アレルギーセンターを設置するなど、地域の医療機関と連携し、難病や希少疾患等の診療や情報提供、人材育成等を実施する。また、専門的な判断が求められる児童虐待の早期発見や対応については、地域の医療機関や行政機関等と連携し、役割を担っていく。
- ・ 小児の総合的な緩和ケアを推進するとともに、医療的ケアの必要な患者の退院在宅支援を円滑に行うため、入退院支援体制の整備を行う。また、研修の実施などを通じ、地域の医療機関等の医療ケアスキルの向上への支援を行うとともに、連携を強化する。
- ・ 成人移行期医療については、成長に伴い変化する患者ニーズに対応するため、成人移行期

外来において、自立支援や成人期の医療機関との連携を行う。

[目標値]

区 分	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	3,572件	3,800件
救急車による救急受入件数	489件	500件
N I C U ⁷⁾ 新規入院患者数	307人	430人
M F I C U ⁸⁾ 新規入院患者数	78人	150人
G C U ⁹⁾ 入院実患者数	267人	390人
小児がん患者新規入院患者数	81人	95人
緩和ケア実施件数	52件	80件
リハビリテーション件数	23,315件	24,200件

(3) 精神医療センター

- ・ 県の精神科中核病院として、思春期医療のほか、ストレスケア医療、依存症医療、医療観察法医療等の高度・専門医療の提供を行う。
- ・ 精神科24時間救急の基幹病院として、精神科救急・急性期医療を実施する。
- ・ 地域の医療機関や福祉施設、行政機関等との連携・機能分担の強化に加え、訪問看護などを行うことで、患者の地域移行や社会復帰に向けた取組みを積極的に進める。
- ・ 依存症治療拠点機関として、依存症に関する取組みの情報発信や医療機関を対象とした研修を実施する等、県内の依存症医療の強化を図っていく。

[目標値]

区 分	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
依存症集団治療プログラム延患者数	1,923人	2,000人
依存症に関する研修等普及啓発活動実施回数	55回	60回
クロザピン ¹⁰⁾ による治療患者数	79人	150人
r-TMS ¹¹⁾ による治療患者数	一人	20人
救急病棟入院延患者数	23,660人	23,700人
訪問看護件数	2,440件	2,700件
退院後3か月以内に再入院した患者の割合	13.9%	10.0%

(4) がんセンター

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、手術療法、放射線療法及び免疫療法を含むがん薬物療法や緩和ケアによる集学的ながん医療の質の向上に努め、治療実施件数の増加を図るとともに、医師等を対象とした研修の実施や協議会設置など、県内の医療機関との機能分担や連携・協働を行う。また、より高度な医療を提供するため、特定機能病院の承認を目指す。
- ・ がんゲノム医療拠点病院として、県内のがん診療連携拠点病院等との連携体制を構築することにより、より多くのがん患者が遺伝子パネル検査¹²⁾を受けることを可能にし、その結果

に基づいて治療（治験等）につながる機会を提供する。

- ・ 重粒子線治療の診療体制を充実強化し、治療件数を増加させるとともに、臨床研究所をはじめとした複数の部門や他の重粒子線治療施設と協働し、新たな治療方法の開発を推進する。また、重粒子線治療装置を活用し、医療分野における国際交流や国際貢献に寄与する観点から医療インバウンド等に取り組む。
- ・ 患者のADL¹³⁾やQOL¹⁴⁾の向上及び早期社会復帰を支援するため、リハビリテーション部門の積極的な介入や専門的な緩和ケア、漢方薬などの支持療法の提供を行う。また、がんとの共生を支えるため、アピアランスケアや就労支援などの多様な相談への対応に取り組む。
- ・ 小児がん患者のフォローアップやAYA世代がん患者特有の相談等の患者支援を行う。
- ・ 高齢のがん患者、合併症を有するがん患者への対応として、循環器疾患や透析への対応ができる他の医療機関との連携体制の整備を検討する。
- ・ 国や県のがん対策に資するため、全国がん登録及び院内がん登録を着実に実施する。

[目標値]

区 分	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	3,365件	3,900件
外来化学療法実施件数	23,458件	26,000件
放射線治療件数	1,015件	1,400件
重粒子線治療件数	271件	820件
緩和ケア実施件数	727件	740件
リハビリテーション件数	26,644件	27,000件
漢方サポートセンター外来患者数	3,528人	3,680人

(5) 循環器呼吸器病センター

- ・ 循環器・呼吸器病の専門病院として、循環器疾患全般において、急性期医療からリハビリテーションまでを含めた総合的な医療を提供する。また、呼吸器疾患全般に対し、診療体制の充実を図るとともに、肺がんに対する低侵襲手術の実施など、総合的な医療を提供する。
- ・ 特に、間質性肺炎といった呼吸器分野の難病患者等に対し、各々の病態に合わせ、多職種によるチーム医療を提供する。
- ・ 徹底した服薬管理が必要な、多剤耐性結核対策等を含めた総合的な結核医療を実施する。
- ・ 循環器病対策基本法で求められている、患者の予後やQOLの改善、循環器病の予防に対応し、迅速な医療の提供や重症化防止などの取組みを推進する。

[目標値]

区 分	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	429件	430件
外来化学療法実施件数	1,124件	1,440件
放射線治療件数	162件	160件

リハビリテーション件数	17,477件	17,500件
間質性肺炎新規外来患者数	594人	700人

2 質の高い医療を提供するための基盤整備

(1) 人材の確保と育成

(人材の確保)

- ・ 連携協力のある大学の医局ローテーションのほか、公募などにより、質の高い医療の提供に必要な医師を確保する。
- ・ 養成機関との連携、就職説明会への参加、採用試験の工夫・改善などにより、質の高い医療の提供に必要な看護師を確保する。
- ・ 薬剤師レジデント制度¹⁵⁾の活用や職種ごとの実態に合わせた採用試験を行うことにより、質の高い医療技術職員や事務職員を確保する。

(人材の育成)

- ・ 新専門医制度における基幹病院として、専攻医の計画的な受入れと育成に取り組む。
- ・ 質の高い医療を提供するため、能力開発とキャリア実現を目的として策定された育成プログラムにより、看護師の人材育成を図るとともに、専門看護師、認定看護師及び認定看護管理者等の増加、特定行為¹⁶⁾に係る看護師の養成を推進する。
- ・ 足柄上病院においては、研修プログラムとして看護師の特定行為研修の実施を検討する。
- ・ 医療技術職員等については、人材育成の考え方の整理を進め、研修の充実、強化等に取り組む。また、OJTを通じて計画的な人材育成を進める。
- ・ 事務職員については、人材育成アクションプログラムを基に求められるスキルを明確にして研修メニューの更なる充実を図る。また、人材育成アクションプログラムに基づく研修の実施や、異なる分野への定期的な人事異動を実施し、病院運営に係る幅広い知識と経験を持つ、バランス感覚に優れた人材の育成を図る。
- ・ 職員の経営意識を高めるため、課題別の経営分析を推進する。
- ・ 管理職に対して、病院経営に対する高い経営感覚とマネジメント能力を身に付けるための研修を実施するとともに、事務職員については、診療報酬事務や病院経営に関する深い専門知識や高い経営感覚を身に付けるため、計画的な人事異動や専門研修を実施する。
- ・ 職員の意欲を引き出し、能力を高めるため、病院機構内からの公募を実施するとともに、他団体との人事交流の実施を検討する。

[目標値]

区 分	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
専攻医の採用者数	10人	12人
看護師の充足率	100.0%	100.0%

(2) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化

- ・ 地域における中核医療機関又は高度・専門医療機関として求められる役割を果たし、県民が急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスを切れ目なく受けることができるよう、医療機器の共同利用や地域の医療機関等向けの研修会などの開催を含め、地域の医療機関等と

の機能分化や連携強化を推進する。

(足柄上病院)

- ・ 地元医師会や市町などの関係機関を含め、地域の医療機関や在宅療養を行う施設等と必要な情報を共有しながら、地域包括ケアシステムの推進に努める。
- ・ 県西地域の中核的な総合病院として、総合診療科を中心として地域の医療機関等と連携を行うとともに、地域医療支援病院の承認を目指す。

(こども医療センター)

- ・ 在宅医療を提供する機関の診療・医療技術の向上の支援を含めた連携体制を整備し、患者の在宅移行を推進する。
- ・ 地域の医療機関等との勉強会やカンファレンス、研修会を実施し、連携強化を図る。

(精神医療センター)

- ・ 地域の精神科医療機関等との機能分化の中で求められる患者の受入れを増やすため、長期入院患者を含めた患者の逆紹介を推進する。

(がんセンター)

- ・ 多くのがん患者に高度・専門医療を提供するため、緊急緩和ケア病床の活用や研修会等の開催も含め、地域の医療機関等との連携を強化する。

(循環器呼吸器病センター)

- ・ 在宅療養を支える医療機関や訪問看護師への支援、医療機関への訪問活動などにより、地域の医療機関との連携を強化する。

[目標値]

紹介件数・紹介率

病 院 名	平成30年度実績値		令和 6 年度目標値	
	紹介件数	紹介率	紹介件数	紹介率
足柄上病院	4,306件	45.4%	4,750件	50.0%
こども医療センター	8,730件	93.7%	8,950件	97.5%
精神医療センター	1,175件	74.5%	1,400件	82.0%
がんセンター	7,833件	99.5%	8,200件	99.5%
循環器呼吸器病センター	4,223件	68.1%	4,540件	71.0%

逆紹介件数・逆紹介率

病 院 名	平成30年度実績値		令和 6 年度目標値	
	逆紹介件数	逆紹介率	逆紹介件数	逆紹介率
足柄上病院	4,961件	52.3%	6,640件	70.0%
こども医療センター	(6,429件)	(69.0%)	5,000件	50.0%
精神医療センター	814件	51.6%	1,000件	57.0%
がんセンター	4,943件	62.8%	5,740件	70.0%
循環器呼吸器病センター	4,447件	71.7%	4,800件	75.0%

※こども医療センター（ ）内数字については、算定方法が異なるため参考値。

(3) 臨床研究の推進

- ・ より良い診断法や治療法を確立するため、臨床研究への支援体制や臨床研究法に適切に対応する体制を整備し、多施設共同臨床試験への参加や治験の実施などの臨床研究に取り組む。

(足柄上病院)

- ・ 高齢者医療の症例を幅広く持つという特徴を生かした臨床研究を推進する。

(こども医療センター)

- ・ 難治性の小児疾患に関する臨床研究を推進する。
- ・ 臨床応用を目指し、ゲノム医療等の最先端医療につながる研究を実施する。

(精神医療センター)

- ・ 依存症医療の分野で新しい治療モデルを模索するなど臨床研究を推進する。

(がんセンター)

- ・ がんの新たな診断・治療方法の開発を推進する。
- ・ 臨床応用を目指し、がんゲノム医療や免疫医療等の最先端医療につながる研究を実施する。

(循環器呼吸器病センター)

- ・ 間質性肺炎や肺がん、循環器疾患の臨床研究を推進する。

(こども医療センター・がんセンター)

- ・ 小児がん、AYA世代のがんについて臨床研究を進める。

[目標値] 治験受託件数

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	4件	4件
こども医療センター	39件	36件
精神医療センター	3件	2件
がんセンター	158件	230件
循環器呼吸器病センター	44件	30件
計	248件	302件

(4) ICTやAIなどの最先端技術の活用

ア ICTの活用

- ・ 電子カルテシステムや地域医療連携ネットワークシステム¹⁷⁾、遠隔医療技術を活用し、効果的・効率的な医療を提供する。
- ・ 国や県等が行う医療・介護分野での関係機関のネットワーク化及びデータの利活用事業に協力する。

[目標値] 地域医療連携ネットワークシステムに参加している地域の医療機関等の数

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	27機関	27機関
こども医療センター	38機関	108機関
がんセンター	49機関	60機関

循環器呼吸器病センター	50機関	80機関
-------------	------	------

※精神医療センターは地域医療連携ネットワークシステム未導入のため、目標を設定しない。

イ AIを活用した医療への取組み

- ・ AIによる診断補助システムなどを導入し、より正確で質の高い医療を提供する。
- ・ 各病院の機能や蓄積された情報を活用し、関連機関と連携してAI医療機器の開発研究等に協力する。

3 患者や家族、地域から信頼される医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

- ・ 医療事故を防止するため、医療安全管理に対する取組みを引き続き推進する。不測の事態が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、再発防止対策の徹底を図る。
- ・ 院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。

[目標値]

ヒヤリ・ハット事例及びアクシデント報告全体におけるレベル0及びレベル1¹⁸⁾の割合

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	86.7%	86.0%
こども医療センター	91.0%	92.0%
精神医療センター	81.8%	85.0%
がんセンター	75.5%	80.0%
循環器呼吸器病センター	88.7%	91.0%

ヒヤリ・ハット事例及びアクシデント報告全体における医師の報告割合

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	0.6%	3.0%
こども医療センター	2.4%	4.0%
精神医療センター	0.9%	2.0%
がんセンター	2.3%	4.0%
循環器呼吸器病センター	2.0%	4.0%

(2) 患者満足度の向上と患者支援の充実

- ・ 患者及び家族等の立場に立ったサービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接客能力の向上を図る。
- ・ 診療や検査、手術までの待機日数の短縮に向けた取組みを進める。
- ・ 外来診療や会計の待ち時間の短縮に努めるとともに、アメニティの向上による心理的負担感の軽減に取り組む。
- ・ 患者及び家族等が安心して診療を受けることができるよう、治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談に対応するなど、患者支援体制を充実する。

- ・ 医療者と患者間の対話を促進し、相互理解を深めて円滑な診療を推進するため、医療メディアエーター¹⁹⁾を引き続き配置する。
- ・ 予定入院の患者に、入院前から多職種が必要な説明や支援を行い、安心して入院診療を受けられる体制を整備する。
- ・ 入院前や入院初期の時点から、患者の退院調整を行い、必要な治療終了後、速やかに在宅移行や他の医療機関等への転院が図られる体制を整備する。
- ・ 診療内容を標準化し、良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパス²⁰⁾の拡大や見直しを行う。
- ・ 疾患や予防等に関する県民の理解を深めるため、公開講座やホームページ及び広報誌等を通じた情報発信を積極的に行う。

[目標値]

入院患者満足度・外来患者満足度

病 院 名	平成30年度実績値		令和6年度目標値	
	入院患者満足度	外来患者満足度	入院患者満足度	外来患者満足度
足柄上病院	97.1%	91.7%	100.0%	100.0%
こども医療センター	97.0%	96.0%	100.0%	100.0%
精神医療センター	75.5%	92.4%	80.0%	93.0%
がんセンター	95.5%	91.1%	100.0%	100.0%
循環器呼吸器病センター	99.4%	98.6%	100.0%	100.0%

入退院支援実施件数

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	1,570件	1,800件
こども医療センター	1,493件	1,500件
がんセンター	8,189件	9,500件
循環器呼吸器病センター	2,268件	2,300件
計	13,520件	15,100件

※入退院支援加算算定件数。同加算算定対象外の精神医療センターは目標を設定しない。

入院時支援実施件数

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	206件	600件
こども医療センター	333件	800件
がんセンター	371件	750件
循環器呼吸器病センター	732件	750件
計	1,642件	2,900件

※入院時支援加算算定件数。同加算算定対象外の精神医療センターは目標を設定しない。

(3) 災害時の医療提供

- ・ 大規模災害発生時には、各病院において状況に応じた医療救護活動等を迅速かつ適切に行う。
- ・ 災害発生に備え、医薬品等の備蓄や設備・建物の定期的な点検・整備を行う。
- ・ 災害発生時などにおいても継続的に医療を提供することができるよう、BCP（事業継続計画）について、すでに整備済みの足柄上病院を除いて、全所属で整備する。
- ・ 足柄上病院は、災害拠点病院及び神奈川DMAT指定病院としての体制を充実強化する。（再掲）
- ・ こども医療センター及び精神医療センターは、DPAT²¹⁾活動に対する協力を継続する。

(4) 感染症医療の提供

- ・ 感染症対策として、標準的な予防策及び発生時の初期対応を徹底する。
- ・ 新型インフルエンザなどの新たな感染症や結核等の再興感染症に対しては、関係機関と連携しながら、各病院の機能及び特性を生かした取組みを推進する。

[目標値] 手指消毒剤使用割合

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	9.6 ml	17.1 ml
こども医療センター	19.1 ml	28.0 ml
精神医療センター	1.6 ml	5.0 ml
がんセンター	9.1 ml	12.0 ml
循環器呼吸器病センター	9.7 ml	20.0 ml

※手指消毒剤払出量 (ml) / 延入院患者数で算出。患者一人当たり1日の手指消毒剤使用量。WHO（世界保健機関）が提示している1日の使用量の目安は延患者1,000人当たり20リットル。

(5) 第三者評価の活用

病院機能評価²²⁾の認定を受けている病院については、病院機能評価の活用を図る。それ以外の病院については、病院の取組状況を客観的に評価する制度の活用について検討を行う。

4 県の施策との連携

(1) 県の施策との連携・協働

神奈川県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携して取り組む。

(2) 将来に向けた検討

- ・ 地域医療構想の実現への貢献や地域包括ケアシステムの推進への支援、医療ニーズの変化に対応するため、国等の動向に留意しながら、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行う。
- ・ 足柄上病院及び循環器呼吸器病センターについては、外部有識者や地域の関係機関などの参画を得て、引き続き、地域における病院の機能や役割、地域の医療機関との機能分担や連携等について検討を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 適正な業務の確保

法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するため、内部統制委員会や契約監視委員会の開催など、内部統制に取り組むとともに、コンプライアンス委員会の開催や、各所属における職員向け相談窓口の運営など、コンプライアンス推進に係る取組みを着実に実施する。

2 業務運営の改善及び効率化

- ・ 医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じて、高度・専門医療を提供していくため、医療機器等については、経営改善により財源を確保し、計画的に整備を進めていく。
- ・ 特に、高額医療機器の購入にあたっては、機器ごとに稼働件数の目標値を設定し、定期的に目標達成状況の検証を実施する。
- ・ 事務部門を中心に、ICTなどの最先端技術を活用した業務改善を行い、法人運営の効率化を図る。
- ・ 各病院の医師が他の県立病院の診療を支援し、治療件数の増加を図る。
- ・ こども医療センターとがんセンターの連携による、小児がん患者への重粒子線治療の提供や、こども医療センターと精神医療センターの連携による思春期医療の提供など、各病院が連携して適切な医療を提供する。
- ・ 効果的・効率的な運営を図るため、各病院間で、患者の画像共有ができるような体制の整備や医療機器を共同で利用することについて検討する。

3 収益の確保及び費用の節減

- ・ 経営基盤の安定化を目指し、収益を最大化するとともに、収入の範囲内で質の高い医療を提供するため、計画的に病院経営を進める。
- ・ 各病院の特性に応じた施設基準等を適時に取得するとともに、病床を効率的に運用することで計画の収益目標を確実に達成するため、経営分析機能を強化し、経営改善に向けた取組みを推進する。
- ・ KPI（重要業績評価指標）を用いた数値目標管理の手法を取り入れ、マネジメント層が協同して計画の進捗管理を行う。
- ・ KPIを用いた定期的なモニタリングを通じて、業績に応じた人員体制の見直しや、委託料の削減等を進めることで、収益の範囲で費用の適正化を図る。
- ・ 特に、医事事務委託については、チェック体制の強化や専門人材の育成等の観点から、職員配置と合わせて見直しを検討する。
- ・ 共同購入対象品目の拡大や後発医薬品の積極的な導入等の取組みにより、費用削減を進める。
- ・ 経営分析機能を強化し、診療報酬請求漏れの防止や、未収金の滞納発生防止及び早期回収の取組みを推進する。
- ・ 診療報酬によらない料金については、患者負担や周辺類似施設との均衡を考慮し、適時・適切な改定に努める。

[目標値]

新入院患者数

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	5,412人	5,420人

こども医療センター	7,071人	7,940人
精神医療センター	1,156人	1,350人
がんセンター	11,478人	12,130人
循環器呼吸器病センター	5,086人	5,090人

※こども医療センターの数値は福祉施設を除いたもの。

病床稼働率

病 院 名	平成30年度実績値	令和6年度目標値
足柄上病院	83.8%	84.0%
こども医療センター	79.7%	85.4%
精神医療センター	91.3%	92.2%
がんセンター	86.5%	91.0%
循環器呼吸器病センター	83.3%	82.8%

※こども医療センターの数値は福祉施設を除いたもの。

区 分	平成30年度実績値	令和6年度目標値
給与費等負荷率	106.1%	98.1%

※給与費等負荷率＝（給与費＋委託料）／（医業収益－材料費）

区 分	平成30年度実績値	令和6年度目標値
後発医薬品採用率（数量ベース）	80.6%	80.0%

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

前項で定めた計画を確実に実施するため、経営改善アクションプランを定め、業務運営の改善及び効率化を進め、安定した経営基盤を確立する。

<経営目標>

- ・第三期中期計画期間の最終年度には、病院機構全体の経常収支比率※¹を100%以上とする。
- ・第三期中期計画期間を累計し、医業収支比率※²を86.8%以上とする。
- ・各年度において資金収支の均衡を達成する。
- ・第三期中期計画期間内に、繰越欠損金を縮減する。

※¹ 経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）

※² 医業収支比率＝医業収益／医業費用

1 予算（人件費の見積りを含む。）（令和2年度～令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	金額（税込）
収入	
営業収益	310,897
医業収益	257,934

運営費負担金収益	50,356
その他営業収益	2,608
営業外収益	4,977
運営費負担金収益	1,535
その他営業外収益	3,442
臨時利益	0
資本収入	16,674
長期借入金	8,557
運営費負担金収入	8,002
その他資本収入	115
その他の収入	0
計	332,549
支出	
営業費用	313,286
医業費用	303,786
給与費	137,566
材料費	78,319
経費	57,275
減価償却費	17,774
研究研修費	5,793
うち給与費	2,950
児童福祉施設費	7,058
うち給与費	5,256
一般管理費	2,671
うち給与費	2,111
その他営業費用	6,829
営業外費用	3,505
臨時損失	404
資本支出	29,977
建設改良費	9,296
償還金	20,459
その他資本支出	221
その他の支出	0
計	347,171

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬改定や給与改定等の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 147,883 百万円を支出する(給与費の合計額)。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、退職給与金及び法定福利費等の額に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算出された額とする。

建設改良費及び長期借入金等償還金(利子)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

長期借入金等償還金(元金)に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画(令和2年度～令和6年度)

(単位:百万円)

区 分	金額(税抜)
収入の部	314,804
営業収益	310,001
医業収益	257,038
運営費負担金収益	50,356
その他営業収益	2,608
営業外収益	4,804
運営費負担金収益	1,535
その他営業外収益	3,269
臨時利益	0
支出の部	316,125
営業費用	312,216
医業費用	295,968
給与費	137,400
材料費	76,034
経費	52,226
減価償却費	17,774
研究研修費	5,587
うち給与費	2,845
児童福祉施設費	6,947
うち給与費	5,171
一般管理費	2,638
うち給与費	2,086

その他営業費用	13,609
営業外費用	3,505
臨時損失	404
純損益	△1,320
目的積立金取崩額	0
総損益	△1,320

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬改定や給与改定等の変動は考慮していない。

3 資金計画（令和2年度～令和6年度）

(単位：百万円)

区 分	金額（税込）
資金収入	333,295
業務活動による収入	314,100
診療活動による収入	257,934
運営費負担金による収入	51,890
その他の業務活動による収入	4,276
投資活動による収入	8,117
運営費負担金による収入	8,002
その他の投資活動による収入	115
財務活動による収入	8,557
長期借入れによる収入	8,557
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,521
資金支出	333,295
業務活動による支出	298,252
給与費支出	144,933
研究研修費支出	5,793
その他の業務活動による支出	147,526
投資活動による支出	9,517
有形固定資産の取得による支出	9,411
その他の投資活動による支出	106
財務活動による支出	20,459
移行前地方債償還債務の償還による支出	5,490
長期借入金の返済による支出	14,969
その他の財務活動による支出	0

次期中期目標の期間への繰越金	5,067
----------------	-------

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬改定や給与改定等の変動は考慮していない。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

3,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）

(1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合

種 別		金 額
診療	一般診療（次に掲げる労災診療、公害健康被害診療、医療観察診療及び自動車損害診療以外の診療をいう。）	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め並びに健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の厚生労働大臣が定める基準の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額

	<p>労災診療（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付として行われる診療をいう。）</p>	<p>診療報酬の算定方法により算定した額を基準として理事長が国と協議して定める額</p>
	<p>公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定による療養の給付として行われる診療をいう。）</p>	<p>公害健康被害の補償等に関する法律第22条の規定による環境大臣の定めにより算定した額</p>
	<p>医療観察診療（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）（以下「医療観察法」という。）の規定による医療として行われる診療をいう。）</p>	<p>診療報酬の算定方法により算定した額及び医療観察法第83条第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める算定方法により算定した額</p>
	<p>自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）</p>	<p>診療報酬の算定方法により算定した額に1.5を乗じて得た額</p>
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	<p>特別入院施設の提供</p>	<p>1日につき、バス・トイレ付き個室にあっては4万1,000円を、トイレ付き個室にあっては2万円を、その他の個室にあっては1万円を、2人室にあっては5,000円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額</p>
	<p>非紹介患者の初診</p>	<p>1件につき5,000円を超えない範囲内で理事長が定める額</p>
	<p>紹介済患者の再診</p>	<p>1件につき2,500円を超えない範囲内で理事長が定める額</p>
	<p>予約に基づく診察</p>	<p>1件につき5,000円を超えない範囲内で理事長が定める額</p>
	<p>入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p>	<p>厚生労働大臣が定める通算対象入院料の算定方法により算定した額に100分の15を乗じて得た額</p>
	<p>その他の評価療養及び選定療養に係る保険外負担</p>	<p>保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第2項に規定する支払の額として厚生労働大臣が承認した額</p>

(2) 診療を受ける者が(1)に規定する医療に関する給付等を受けることができない場合

診療報酬の算定方法や実費額等を勘案し、理事長が定める額とする。

(3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合

種 別		金 額
重粒子線治療		350 万円
分べんの介助	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日、1 月 2 日、同月 3 日及び12月29日から同月31日まで以外の日の午前 8 時30分から午後 5 時までの間において行った場合	18万円（多胎分べんの場合にあっては18万円に、胎児の数から 1 を減じた数に 9 万円を乗じて得た額を加算した額）
	その他の場合	21万6,000円（多胎分べんの場合にあっては21万6,000円に、胎児の数から 1 を減じた数に10万8,000円を乗じて得た額を加算した額）
乳房マッサージ		1 回につき2,600円（入院中の者以外の者にあっては2,600円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額を加算した額）
新生児の保育		1 日につき 800 円
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診療等		診療報酬の算定方法又は実費額を勘案し、理事長が定める額

2 その他の料金

診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）

種 別	金 額
児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス

	に要した費用の額) に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
以上に掲げるもののほか、その他経費を要するサービス等	実費額等を勘案し、理事長が定める額

3 還付

既納の診療料等及びその他の料金は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 減免

理事長は、診療料等及びその他の料金の納付について、特別の理由があるとき認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

- ・ 質の高い医療を提供するため、医療人材の確保に努めるとともに、職員の増員に際しては、費用対効果の観点から十分に検証するなど、適正な人員配置に努める。
- ・ 所属長による情報共有の機会を設けるとともに、理事長等による職員との意見交換会を実施し、コミュニケーションの促進に努める。
- ・ 関係職種間での適切な役割分担、多職種が参加するカンファレンスの実施などのチーム医療を推進し、働きやすい環境を整備しながら、職員のやりがいを高め、患者サービスや医療の質を上げる取組みを進める。
- ・ 職員を表彰する制度により、職員の業務改善に向けた意識の醸成を図るとともに、職員の提案を病院運営に反映させる。
- ・ 働き方改革の取組みを推進するため、仕事のやり方の見直し、タスクシフトの推進など、業務の効率化を徹底するとともに、職員の業務に対する意識啓発に取り組み、職員がより働きやすい環境を整えていく。また、医師については、病院運営に影響が生じないよう、国等の動向を踏まえながら検討していく。
- ・ 法人の経営状況や社会情勢等を踏まえつつ、国や都道府県、病院運営を行う独立行政法人等に係る情報収集を進め、適正な人事・給与制度に向けた検討を行う。

[目標値]

区 分	平成30年度実績値	令和6年度目標値
看護師の離職率	8.1%	9.0%
職員1人当たりの年次休暇取得日数	9.4日	15.0日

2 施設整備・修繕に係る計画の検討

各病院の施設について調査を実施し、老朽化の状況や経営状況等を総合的に勘案しながら、施設の長寿命化を含め、計画的に施設の整備・修繕を実施する。

3 長期借入金の限度額

総額 8,557百万円

4 積立金の処分に関する計画

なし

注

- 1) 地域包括ケアシステム 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
- 2) 地域医療支援病院 かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的として、2次医療圏ごとに整備される病院で、都道府県知事が承認を行う。原則 200 床以上の病床を有していること、紹介患者中心の医療を提供していること、救急医療を提供する能力を有していることなどが承認要件となっている。
- 3) 特定機能病院 高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院で、厚生労働大臣が承認を行う。400 床以上の病床を有していること、施設や診療科、医療従事者、医療安全管理体制、英語論文の実績等の基準を満たすことが承認要件となっている。
- 4) D M A T (災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team) 災害の急性期(災害発生から48時間以内)に活動できる機動性を持ち救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。
- 5) レスパイトケア 在宅で看護・介護をしている家族などが一時的な休息(レスパイト)を取ることができるように、在宅療養を行っている障害児(利用者)に、施設への短期入所などの福祉サービスを利用してもらう支援のこと。
- 6) A Y A 世代 (思春期世代と若年成人世代：Adolescent and Young Adult) 15歳から20歳代、30歳代を指すことが多い。思春期・若年成人期の世代。
- 7) N I C U (新生児集中治療室：Neonatal Intensive Care Unit) 低出生体重児やその他の疾患を有し集中治療を必要とする新生児患者に対応できる設備を備え、職員を配置して24時間体制で診療を行う医療施設。
- 8) M F I C U (母体・胎児集中治療室：Maternal-Fetal Intensive Care Unit) 切迫早産や前期破水、前置胎盤、重い妊娠高血圧症候群など、リスクの高い母体・胎児に対応するための医療施設。24時間体制で治療に当たる。
- 9) G C U (新生児回復治療室：Growing Care Unit) N I C U (新生児集中治療室)で治療を受け、人工呼吸器等の集中治療を脱し、状態が安定してきた新生児などを引き続き治療するための医療施設。
- 10) クロザピン 「治療抵抗性統合失調症」に適応した統合失調症治療薬。投与に当たっては、クロザリル患者モニタリングサービスへの登録を行い、副作用の早期発見や悪化防止のために定期的な検査を受けることが義務付けられ、導入時には原則18週間の入院治療が必要となっている。
- 11) r - T M S (反復経頭蓋磁気刺激：repetitive Transcranial Magnetic Stimulation) 磁気エネルギーを使って脳内の特定部位の神経細胞を繰り返し刺激すること。これを用い、うつ病によるうつ症状を改善させる治療を行う。なお、令和元年6月から保険診療の対象となっている。
- 12) 遺伝子パネル検査 数十から数百種類のがんの増殖・転移に直接関わる遺伝子について、患者が

ん組織での異常を次世代シーケンサーにより一度に調べ、その遺伝子異常に適した治療薬を探すための検査。全国のがんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院及びがんゲノム医療連携病院で受検が可能。

- 13) A D L (日常生活動作：Activities of Daily Living) 寝起きや移動、トイレや入浴、食事、着替えなどの日常生活に必要な最低限の動作をいい、どの程度自分でできるかにより高齢化や障害の程度を測る指標。
- 14) Q O L (生活の質：Quality of Life) 個々の生活の物質的な豊かさやサービスの量だけではなく、精神面を含めた満足感や幸福感など、人間らしく生活できているかを評価する概念。
- 15) 薬剤師レジデント制度 採用困難な薬剤師の確保対策として導入。実践的な調剤技術を身に付けるとともに、複数の診療科、専門領域で他の医療従事者と協同して薬物療法を実践するため、必要な知識、技能等の習得を目指す。任期付職員として雇用し、2年間で5病院を回るようにローテーションを組み、業務に従事している。
- 16) 特定行為 医師又は歯科医師の指示のもと、看護師が手順書により行う一定の診療の補助であり、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして、厚生労働省令で定められている行為。脱水の程度の判断と輸液による補正や人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整などがある。
- 17) 地域医療連携ネットワークシステム 患者の同意のもと、医療機関等の中で、診療上必要な医療情報(患者の基本情報、画像データ等)を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。関係医療機関等の中で効率的に患者の医療情報を共有することで、質の高い医療提供体制の構築に寄与するもの。
- 18) ヒヤリ・ハット事例及びアクシデント報告全体におけるレベル0及びレベル1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構医療安全推進規程で定義する医療事故等のレベルのうち、レベル0～3aをヒヤリ・ハット事例、レベル3b～5をアクシデントとしている。

ヒヤリ・ハット事例	レベル0	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった場合
	レベル1	間違ったことを実施したが、患者には変化が生じなかった場合
	レベル2	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった影響を与えた可能性があり、観察の強化や検査の必要性が生じた場合
	レベル3a	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった軽微な処置・治療の必要性が生じた場合
アクシデント	レベル3b	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった若しくは予期していたものを上回る何らかの変化が生じ、濃厚な処置・治療の必要性が生じた場合
	レベル4	実施された医療又は管理により、患者の生活に影響する予期しなかった若しくは予期されていたものを上回る高度の後遺症が残る可能性が生じた場合
	レベル5	実施された医療又は管理により、予期せず患者が死亡した場合

- 19) 医療メディエーター 医療現場で発生した苦情や事故後の初期対応の際に、患者側と医療者側の対話を促進し、関係再構築を支援するため、専門的な研修を受けた者。

- 20) クリニカルパス 入退院に必要な検査、治療、ケア等の標準的な経過に基づき予定を示す診療スケジュール表。
- 21) D P A T (災害派遣精神医療チーム：Disaster Psychiatric Assistance Team) 大規模災害等の発生後に被災者及び支援者に対して精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修を受けた医療チーム。
- 22) 病院機能評価 病院を対象に、組織全体の運営管理及び提供される医療について、公益財団法人日本医療機能評価機構が中立的、科学的・専門的な見地から行う評価を通じて、病院の更なる改善活動を推進し、病院体制の一層の充実や医療の質の向上に寄与する制度。その他 I S O (「15189：臨床検査室の品質と能力に関する国際規格」等) による評価もある。

令和2年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標を達成するための計画を認可したいので、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案するものであります。

